

# 食品関係施設で井戸水等を利用する皆様へ 最上保健所からのお願い!

食品関係施設において井戸水等（表流水、湧水等を含む。）を使用する場合は、「給水栓水（蛇口水）」で下記の定期的な水質検査等を行い、使用する水が安全であることを確認してください。



イラスト引用：  
大阪府八尾市保健所 HP

## 《水質検査の頻度等》

- 全項目検査（26項目） 新規営業許可申請時、更新時
- 省略検査（11項目） 年1回以上 （検査項目は裏面を参照のこと。）

食品の許可営業ならびに届出営業に関する水質検査には、新規や更新の営業許可申請時及び毎年の定期検査があります。山形県では、食品営業許可の新規や更新申請時及び届出申請時には、裏面記載の全項目検査（別表1；26項目）を、食品営業許可取得後及び届出後は、毎年、省略検査（別表2；11項目）の検査が必要になります。

### ◆ 井戸水等の衛生管理について

- ✓ 井戸等の水源周辺及び給水タンクや配管等の給水設備は、定期的に清掃を行い、常に清潔にしてください。また、井戸等の水源周辺は、人為的なものや動物などによる汚染を防止するための必要な対策を立ててください。
- ✓ 井戸水等は、原則として殺菌装置又は浄水装置を設置して使用し、次亜塩素酸ナトリウムなどの消毒剤を添加し、消毒して使用してください。なお、残留塩素濃度は、0.1ppm～0.4ppmになるように維持管理してください。

### ◆ 水質検査について

- ✓ 作業開始前は、毎日、味、臭い、色、濁り及び殺菌装置等の異常の有無を確認し、その状況と残留塩素濃度を測定し、記録を1年間保存してください。
- ✓ 定められた水質検査を行い、安全性を確認してから飲用してください。  
（食品営業許可新規・更新申請時、営業届出時：26項目、年1回以上：11項目）
- ✓ 1年1回以上の水質検査を行った検査成績書は、1年間保存してください。
- ✓ 許可更新時に、直近の全項目検査成績書を提出してください。提出がない場合、又は検査結果が飲用適であると確認できない場合は、許可の更新を受けられない場合があります。

### ◆ 井戸水に異常があったとき

- ✓ 使用する水の味、臭い、色、濁りに異常を感じたり、水質検査で飲用不適の場合は、直ちに使用を停止し保健所にご相談ください。なお、水質検査で飲用不適の場合は、水道の給水区域にある施設にあってはなるべく水道水を使用しましょう。

【問合せ先】山形県最上総合支庁（最上保健所）保健企画課 生活衛生室  
TEL 0233(29)1261 FAX 0233(22)2025

別表1 山形県における食品関係施設の井戸水等水質検査項目

全項目検査：26項目（食品営業許可新規・更新申請時、食品営業届出時）

	項目名	基準値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌群	検出されないこと
3	カドミウム	0.01mg/L以下
4	水銀	0.0005mg/L以下
5	鉛	0.1mg/L以下
6	ヒ素	0.05mg/L以下
7	六価クロム	0.05mg/L以下
8	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01mg/L以下
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
10	フッ素	0.8mg/L以下
11	有機リン	0.1mg/L以下
12	亜鉛	1.0mg/L以下
13	鉄	0.3mg/L以下
14	銅	1.0mg/L以下
15	マンガン	0.3mg/L以下
16	塩素イオン	200mg/L以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
18	蒸発残留物	500mg/L以下
19	陰イオン界面活性剤	0.5mg/L以下
20	フェノール類	フェノールとして0.005mg/L以下
21	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg/L以下
22	pH値	5.8以上8.6以下
23	味	異常でないこと
24	臭気	異常でないこと
25	色度	5度以下
26	濁度	2度以下

別表2 山形県における食品関係施設の井戸水等水質検査項目

省略検査：11項目（年に1回以上）

	項目名	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
5	塩化物イオン	200mg/L以下
6	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下
7	pH値	5.8以上8.6以下
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5度以下
11	濁度	2度以下